

11の8 軽微変更該当証明書交付申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額	
軽微変更該当証明書交付申請	特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては24,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては62,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては30,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては78,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては41,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては101,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては68,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては146,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては90,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては182,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては109,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては216,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては128,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては247,000円
		特定建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円		
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	11,000円		
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	30,000円		

		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	45,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	56,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	70,000円